平成２９年（フ）第４９号
川崎市麻生区黒川55番地３　リヴィエールＢ102
債務者　新實まさ子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
高知県香南市野市町みどり野２丁目65番地
債務者　坂本　真也
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７４号
高知市高見町82番地　ゴールデンハイツ301
債務者　北岡　登和
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７６号
高知市横内144番地335
債務者　植田　哲正
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０２号
高知県吾川郡いの町枝川2107番地１　クレアールⅠ　101
債務者　土居　一哉
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２５号
高知市薊野西町３丁目20番11号　第３薊野ハイツ205号
債務者　久山　精一
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４号
沖縄県豊見城市字豊見城294番地２　暁ハイツ303号
債務者　大城　孝子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３９号
沖縄県浦添市勢理客３丁目11番９－403号　砂川アパート
債務者　伊禮加奈恵
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１号
沖縄県石垣市新栄町14番地４　本田アパート305号
債務者　笈川　佳子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第１５２号
札幌市西区西野２条７丁目１－１　医療法人タナカメディカル　介護療養型老人保健施設博友会、住民票上の住所札幌市手稲区手稲本町３条１丁目２番11―306号
債務者　佐伯　一夫
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９０号
札幌市清田区真栄４条１丁目11番15号
債務者　仲川　淳子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０６号
札幌市手稲区前田７条12丁目４番11―404号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４号
北海道枝幸郡枝幸町三笠町772番地94、申立時の住所北海道枝幸郡枝幸町北栄町1474番地１
債務者　上牧　昇平
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第１４９号
茨城県つくば市谷田部1054番地44
債務者　高橋　保行
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９１号
群馬県前橋市駒形町1480－１　レオパレスＫＳＳ　209号室、住民票上の住所茨城県つくば市下河原崎143番地16
債務者　高橋　翔平
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第５号
群馬県伊勢崎市日乃出町802番地１
債務者　岩﨑　康雄
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
群馬県伊勢崎市日乃出町802番地１
債務者　岩﨑としえ
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係